2015 年 10 月

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「CB オープン」約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社が設定・運用しております掲題ファンドにつきまして、下記の通り約款変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

このたびの約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」にしたがい、異議申立を受付けます。ご異議のある受益者様は、書面に必要事項をご記入の上、当社にご郵送ください。

何卒、この約款変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも当社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称

CB オープン　（以下、「本ファンド」といいます。）

2. 約款変更の理由

（1）信託財産留保額の新設

下図の通り、近時、本ファンドにおきましては、ファンド純資産規模との対比で大きな割合を占める額の購入・解約が複数回発生いたしております。このため、かかる資金異動に対して、受益者間の公平性を確保することを主眼に、信託財産留保額を設定することとしたものです。

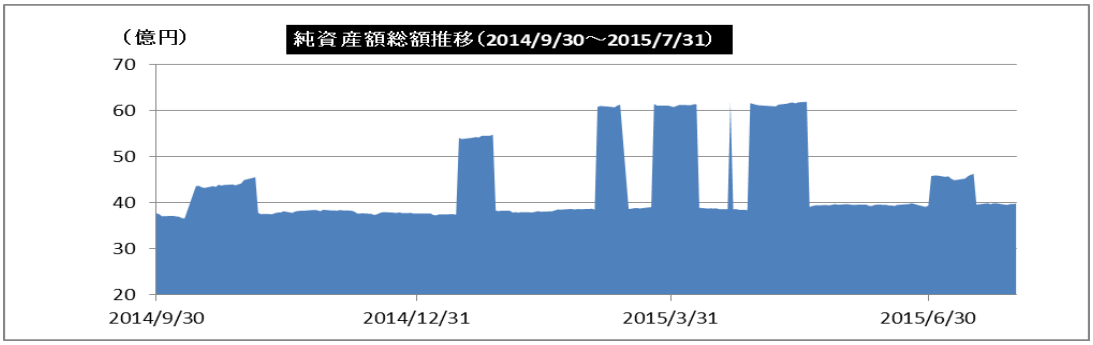

（2）換金代金の支払開始日の変更

本ファンドは1999年11月に設定し、わが国の転換社債等（転換社債及び転換社債型新株予約権付社債）を主たる投資対象としています。一方、ＣＢ発行につきましては、国内市場発行が減少し、現在ではユーロ円市場での発行が主流となりつつあります。ユーロ円ＣＢの売却はユーロクリアを経由する必要があることから、現金化には申込日から起算して５日（ＣＢ売却約定日から起算して４日）の期間が必要となります。ユーロ円ＣＢには相対的に投資魅力度の高い銘柄が多く存在し、本ファンドにおきましても現在はユーロ円ＣＢが投資銘柄の多くを占めるに至っていることから、本ファンドにおいての換金所要期間を１日延長するものです。

3. 約款変更の内容

（1）信託財産留保額の新設

現行	変更後
ありません。	換金申込受付日の基準価額に０．３％の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

（２）換金代金の支払開始日の変更

現行	変更後
原則として、換金申込受付日から起算して４営業日目からお支払いします。	原則として、換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

４．約款変更の予定年月日

約款変更届出日：2015 年 11 月 11 日
約款変更適用日：2015 年 12 月 3 日

５．異議申立について

本ファンドの約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、受益者様のご同意が必要となります。約款変更にご異議のある受益者様は、異議申立を行うことができます。

６．約款変更に係る異議申立の日程及び手続き

（１）異議申立の日程

日付	内容	備考
2015 年 10 月 5 日（月）	新聞公告日	日本経済新聞に掲載します。
2015 年 10 月 5 日（月） ～2015 年 11 月 5 日（木）	異議申立期間	異議申立期間中に異議申立する旨の書面を当社に送付することにより、約款変更に関して異議を申し立てることができます。
2015 年 11 月 6 日（金）	約款変更の可否決定	異議申立を行われた受益者様の保有受益権口数を集計し、新聞公告日時点の受益権総口数の２分の１を超えない場合は、約款変更が決定します。
2015 年 11 月 11 日（水）	約款変更届出日	約款変更が決定した場合、当社からその旨を当局に届出します。
2015 年 11 月 12 日（木） ～2015 年 12 月 1 日（火）	買取請求期間	約款変更が決定した場合、異議申立を行われた受益者様は、保有受益権について受託会社に対し信託財産をもって買い取ることを請求できます。
2015 年 12 月 3 日（木）	約款変更適用日	－

（２）異議申立のお手続き

①ご異議のない場合

本ファンドの約款変更についてご同意される場合、お手続きは必要ありません。

②ご異議のある場合

異議申立期間中（2015 年 10 月 5 日～2015 年 11 月 5 日）に当社に対して、書面により異議申立を行うことができます。書面に必要記載事項をご記入の上、下記宛先にご郵送ください（2015 年 11 月 5 日（木）当社必着とさせていただきます）。

【必要記載事項】

ア．ファンド名（CB オープン）
イ．ご住所
ウ．ご氏名
エ．お電話番号（日中連絡先）
オ．販売会社名
カ．お取引店名
キ．保有受益権口数
ク．約款変更に反対する旨

【宛先】

〒105-8574　東京都港区芝 3-33-1
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業企画部　異議申立書面受付係

※本ファンドについて、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同じ販売会社で複数の口座をお持ちの方は、該当する全ての販売会社名・お取引店名・保有口数をご記入ください。
※上記の記入内容に不備がある場合、異議申立の受付ができなくなる場合があります。
※受益者様及び受益権口数等を確認するため、委託者、販売会社及び受託者の三者間で受益者様に関する情報を共有させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
※必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。
※異議申立に際して、委託者、販売会社及び受託者が取得した個人情報は本ファンドの約款変更における、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条に係る異議申立の受益権口数の管理及び同第 30 条の 2 に係る買取請求の手続のみを利用目的とし、他の目的には使用しません。

7. 約款変更正式決定

異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が 2015 年 10 月 5 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、2015 年 12 月 3 日に約款変更を行います。
なお、異議申立を行った受益者様の保有口数の合計が 2015 年 10 月 5 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、約款変更を行いません。

8. 買取請求について

本ファンドの約款変更が決定した場合、異議申立を行った受益者様は、2015 年 11 月 12 日から2015 年 12 月 1 日までの間に、ご自身が保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを、本ファンドをご購入いただいた販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。
買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。(原則として受託者である三井住友信託銀行株式会社が買取請求必要書類を受理した日に算出される解約価額とします。) 個人のお客様は買取による譲渡益に、法人のお客様は買取時の個別元本超過額に対して課税されます(税制が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります)。
なお、買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要する可能性があることおよび買取事務に関する費用（買取代金の振込手数料、計算書送付費用等）のご負担があることにつき、ご留意ください。異議申立の有無にかかわらず、本ファンドをご購入いただいた販売会社において、通常通り換金手続を行うことができます。

※金融商品取引法施行、信託法ならびに信託業法の改正に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律および同法政令、同法府令等の改正があったものの、本ファンドは改正前の法律適用となるため、条文等は改正前の法律での記載となります。

＜お問い合せ先＞
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業企画部　異議申立書面受付係
℡：０１２０－６６８００１
（午前９時～午後５時（土日・祝日等は除く））

以上